

I 米国税制改正や未適用基準に注意 実務対応報告18号に関する 会計処理のポイント

有限責任監査法人トーマツ
公認会計士

黒崎 進之介

はじめに

実務対応報告18号「連結財務諸表作成における在外子会社等の会計処理に関する当面の取扱い」(以下、「実務対応報告18号」という)は、連結財務諸表を作成する場合、同一環境下で行われた同一性質の取引等について、親会社および子会社が採用する会計方針は、原則として統一しなければならぬといたうえて、「当面の取扱い」として、在外子会社等の財務諸表が、国際財務報告基準(IFRS)または米国会計基準等に準拠して作成されている場合などに、それらを連結決算手続上利用することとし、「当面の取扱い」に示されたものの償却などの4つの修正項目については、連結決算手続上、当期純利益が適切に計上されるよう当該在

在外子会社等の会計処理を修正することとしている。

平成30年3月期決算において、実務対応報告18号を適用するにあたり、昨今の米国税制改正の影響やIFRSや米国会計基準の改正の影響を把握する必要がある。

そのため、本稿では、米国税制改正に関する取扱い、未適用の会計基準に影響するIFRSおよび米国会計基準、ならびに平成29年改正の実務対応報告18号等への対応について記載する。

なお、文中の意見にわたる部分は、筆者の私見であり、筆者の所属する法人の見解ではないことをあらかじめ申し添える。

米国税制改正に関する取扱い

(1) 米国税制改正の概要

米国税制改革法案「the Tax Cuts and Jobs Act of 2017 (以下「the Tax Cuts and Jobs Act」)」が、米国連邦議会上下両院を通過し、米国時間の平成29年12月22日にトランプ大統領の署名により、法律として成立した。「the Tax Cuts and Jobs Act」における主要な改正項目の概要は図表1に示しているとおりである。ここでは、詳細な改正内容の説明は割愛する。

(2) 米国子会社の財務諸表

米国会計基準では、税率の改訂または税法の改正による繰延税金資産

および繰延税金負債の残高の影響額は、原則として新たな法律が制定された日が属する期間に認識されることとされている(FASB Accounting Standards Codification (ASC) 740-10-25-47)。米国子会社の財務諸表が米国会計基準に準拠して作成されているときは、米国税制改正の影響が織り込まれていると考えられ、平成30年3月期決算の会社の連結財務諸表を作成する場合、当該影響が織り込まれた財務諸表を連結決算手続上利用することが考えられる。

(3) 米国子会社における会計処理の取扱い

① 税金費用(Current Tax)の算定

米国税制改正により、連邦法人税については平成30年1月1日以後に開始する事業年度において一律21%の税率が適用される(図表1を参照)が、内国歳入法(Internal Revenue Code) Section15によれば、期中に法定税率が変更された場合においては、年間課税所得から旧税率と新税率に基づく年間税額をそれぞれ計算し、各税率の対象期間に係る税額を日数で按分して年間税額を決定することとされている。